

令和4年度 第2回いじめ対策総点検 評価表  
(チェックシートによる点検の評価)

学番： 70

学校名： 上越総合技術高等学校

点検期間： 令和4年12月16日(金)～令和5年1月10日(火)

視点	点検項目		評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1)	校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 第1次判断に関わっている 2 学校いじめ対策組織会議を迅速に招集し、対応方針を示している 3 関係児童生徒の聴き取り指示を的確に行っている 4 保護者対応を指示している 5 必要に応じて、SCやSSWの関与を判断している	A
			C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2)	いじめ事案に関する情報共有	A 様々な可能性を踏まえ、事案発生直後の職員朝会で全職員に情報提供している	A
			B 事案発生直後、当該学年部職員全員で情報共有している	
			C 以下のどれかにあてはまる 直接対応する関係職員で情報共有を行い、全職員には情報共有しない 直接対応する関係職員で情報共有を行い、全職員には月例の職員会議で情報共有している	
	1-(3)	学校いじめ防止基本方針及び自校版マニュアルの改訂	A 令和4年4月1日の時点で、学校いじめ防止基本方針及び自校マニュアルの改定が完了し、既に運用している	A
			B 令和4年11月末の時点で、学校いじめ防止基本方針及び自校マニュアルの改定が完了し、既に運用している	
			C 学校いじめ防止基本方針又は自校版マニュアルの改定が完了していない	
	1-(4) a		A スクールカウンセラーがいじめ対策組織の構成員に入っている	A
			C スクールカウンセラーはいじめ対策組織の構成員に入っていない	
1-(4) b	いじめ対策組織の会議への専門的な知識を有する者の参加	A スクールカウンセラーに全ての会議の内容について情報共有している	A	
		B スクールカウンセラーに必要なに応じて情報共有している		
		C スクールカウンセラーに情報共有はしていない		
2・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1)	いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
			B 校内研修の実施が年1～2回行う	
			C 実施しない	
	2-(4)	第1回いじめ対策総点検の結果の活用	A 「指摘された点について、改善策を実行している」又は「改善点は指摘されておらず、好評価された点を校内で共有し継続している」	A
			C 「指摘された点について、対応していない」又は「改善点は指摘されておらず、好評価された点を校内で共有していない」	
2-(5)	教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	A	
		B いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である		
		C いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である		

視点	点検項目		評価基準	評価	
3 相談しやすい体制	3-(1)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A	「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C	1「記名式で学校で実施」のみを行っている	
4 保護者との連携	4-(1)	校内いじめ対策についての保護者への周知	A	1 学校ホームページに掲載している 2 文書配付等により公表している	A
			C	3 公表していない	
	4-(2)	いじめ認知時の保護者への伝え方の配慮	A	「伝え方についての検討」をするとともに、保護者に伝える際には担任だけでなく「担任を支援できる者（※）や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」ようにしている ※担任を支援できる者・・・学年主任等、生徒指導主事、いじめ対策推進教員など	A
			B	上記Aのうち「伝え方についての検討」又は「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」の一方のみを行っている	
			C	「伝え方についての検討」及び「担任を支援できる者や管理職が同席するなど担任以外の職員も加えて対応する」のどちらも行っていない	
	4-(3)	いじめ認知の保護者への伝え方（被害生徒が対応を拒む場合）	A	いじめ事案への対応について、被害生徒やその保護者が加害生徒への聴き取り、指導等の対応を拒んだ場合、基本的な学校の姿勢として被害生徒やその保護者への働き掛けとして、1～3を行っている 1 加害生徒への対応を拒む理由を確認する 2 被害生徒を徹底的に守ることを伝える。 3 加害生徒への聴き取り、指導方法などについて、具体的な例をあげ意向を確認する 4 加害生徒への直接的な対応を控え、関係生徒が特定されないよう配慮しながら、集会等での全体指導やアンケート調査などを行うことができることを伝える 5 被害生徒やその保護者の意向に従い、継続的に見守りを行うことを伝える 6 上記の対応のいずれも行っていない	A
C			上記1～3に行っていないものがある、または6のみ回答		
5 自殺予（その他）	5-(1)	いじめの未然防止に向けた取組を実践している	A	すべての取組に対応した	A
			C	取組に対応しなかったものがある	